

「事前登録制度」とは？

本人またはその家族の希望により、行方不明となるおそれがある高齢者の情報（緊急連絡先、よく行く場所、写真など捜索時に必要となる情報）を事前に市へ登録する制度です。登録した情報は、南国警察署と香美市地域包括支援センターで共有します。



対象者

香美市にお住まいで、認知症（若年性認知症を含む）により行方不明になる可能性がある方です。

登録すると

事前登録をすることで、行方不明になった時に、登録情報を頼りに、より早く捜索活動の呼びかけを行うことができます。

（情報活用例）

- 香美市防災行政無線及び香美市防災メール（登録制メール）での配信
- 警察との情報共有
- 捜索活動に関わる関係機関などへの情報提供 など



登録の流れ

- (1)香美市地域包括支援センターへ相談、申請書を提出してください。
- (2)香美市地域包括支援センター職員が、ご本人やご家族らと面談・聞き取りを行います。
- (3)決定通知書を交付します。なお、申請書の記載内容は登録簿で管理し、警察署と共有します。
- (4)登録対象者の方が、行方不明になった際は、速やかに南国警察署へご連絡をお願いします。
- (5)登録内容に変更があった場合には変更届を提出してください。

【申請・問合せ先】

香美市地域包括支援センター

（〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号）

TEL

0887-53-3127